

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)に関する
パブリック・コメント(意見募集)結果

令和5年3月
朝霞市

1. パブリック・コメント(意見募集)結果概要

(1) 内容	朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)について
(2) 募集期間	令和5年2月15日(水曜日)から令和5年3月17日(金曜日)まで
(3) 意見提出の対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内在住・在勤・在学の方・市内に事務所・事業所を有する方(法人含む)・この案件に利害関係を有する方
(4) 公表した資料	朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)
(5) 意見提出者数及び意見数	4名、17件

2. 提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案) パブリック・コメント(意見概要)

	意見の内容 (概要)	市の考え・対応	修正の有無
1	<p>人権を尊重して作り上げた制度案について意見を募集する理由がポジティブに感じられない。少数派に対する制度について、多数派の人はどう思いますか？と、聞く必要があるのか。人権は平等であるべきだが、事実として平等ではないからこそ、制度として守っていく必要がある。少数派に平等な人権を与えるのであれば、少数派に聞いて制定すればよく、多数派に置かれている権利を超えなければ、誰にも害はないと思う。変革期なので仕方はないが、平等とは区別をしないことだと思うので、現状では不平等なので平等にしますと言えばいいだけだと思います。制定案については、少数派が望む多数派が持つてくる権利を得られるのであれば良いと思います。</p>		
2	<p>パートナーシップ制度の創設を検討下さり、誠にありがとうございます。方針として賛成いたします。私のパートナーが性的少数者に該当する者で、私たちは法的に結婚することができません。以前住んでいた自治体では既にパートナーシップ制度が存在しており、届出をしておりましたが、朝霞市に引っ越しと同時に返還となったため、朝霞市のパートナーシップ制度の創設を心待ちにしておりました。無事、パートナーシップ制度が創設された際には届出をしたいと考えております。個人的な理想としては、国が性的少数者の方々の権利を認め、少数者も包括するような結婚制度の整備を期待しておりますが、それが無い現状、各自治体でパートナーシップ制度という形でも、私たちの存在が可視化され、社会が変わっていくきっかけになると思っているため、とても有難いです。</p>	<p>本制度は、だれもが人生のパートナーや大切な人とともに家族として暮らすことができ、自分らしく活躍することを応援していくために導入するものです。 今後も、当事者の支援につながる取組や、市民の方々などに対して、多様な性についての理解が広がる取組を実施し、人権意識の向上に努めてまいります。</p>	無
3	<p>ファミリーシップについて他の自治体ではパートナーシップのみ言及されていることも多い中、ファミリーシップについても言及されており、素晴らしいと思いました。パートナー間だけでなく、子や親がいる家庭で公的な書類で家族と認められていることが証明できるのは心強いと考えます。</p>		
4	<p>本制度の目的、制度運営が明確でないため反対です。公金を入れるためには、その目的を明確にすべき。法律上で未だ明確になっていないものに、朝霞市として支援するのであれば目的や、その制度による朝霞市民に対するメリット、デメリットを明確にすべき。単に登録制度のような記載であるが、そのために公金を投入する意義が薄い。たとえ、登録制度といえ、その制度を運営するための人件費、システム費用、情報漏洩対策、情報維持など、多岐にわたる公金を費やすことになるのは明白である。ジェンダーフリーには賛成であるが、法的に明確でない制度を地方自治体が無理に作り運営するのは適切でないとする。公金使用はあくまで、朝霞市民へのメリットを明確にしてから開始すべき。</p>	<p>本制度は、だれもが人生のパートナーや大切な人とともに家族として暮らすことができ、自分らしく活躍することを応援していくため、当事者の方々からの届出に基づき、受領証明書等を交付する制度です。 法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、性的指向や性自認により、生きづらさを感じている方々の抱える悩みや、困難の解消につながることで、また、多様な性への理解が広がるきっかけとなることなどがメリットであると考えております。 なお、現時点におきまして、デメリットは想定しておりませんが、他市での取組や対応等を参考にして、より良い制度となるように努めてまいります。</p>	無

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案) パブリック・コメント(意見概要)

	意見の内容 (概要)	市の考え・対応	修正の有無
5	<p>もし、このような制度を運営するのであれば、未だ手つかずの少子化問題の対策に公金を使用すれば、朝霞市民ひいては日本国民にも有意義であり、優先されるものと考え。このような制度がどのような経緯でできたのが、明確でないが、公金投入の順番が間違えている。未だ就業できない者もいる中で、例えば、就業機会の増加として、この制度を離職者が新たに正社員(公務員)となる機会として活用するとかがあれば、制度の意義も出てくると考える。既存の人員、環境をうまく利用するのも明確でなく、お役所仕事と考えざるを得ない。</p>	<p>本制度を創設する背景等につきましては、令和元年第1回市議会定例会において、「朝霞市におけるパートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願」が採択されました。本市ではこれまでも、女性、子ども、高齢者等に係る様々な人権問題については、取り組むべき重要な施策として、周知啓発など様々な取組を行ってきました。また、昨年7月、埼玉県にて「性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、近隣市の和光市では、本年1月から「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が開始されました。</p>	無
6	<p>こういった、応援制度自体はとても良いもので、基本的に賛成の立場です。しかし、その対象になる方が限定的であるならば、その明確な理由が必要だと考えています。法的な権利や義務が発生しないもので、現時点の制度で大きな問題が起きないと理解していますが、なんらかの蟻の一穴になり、将来的に特定の対象者へのなし崩し的な権利化にならないような運用を希望します。</p>	<p>このような背景などを踏まえ、予めから導入に向けて連携を図ってきた新座市、志木市との協議を経て、本市におきましても両市と足並みをそろえて、制度を開始することといたしました。</p>	無
7	<p>生計を共にしているが婚姻関係にはなれない、という環境、状況のに関しては、同性、親族内、未成年同志、内縁、DVなど被害者、病気、家族離散など様々な形かつ事情の中、懸命に生活を営んでいる方がいらっしゃると思います。その中で、性的少数者、性的指向、性自認に限定した形で、本制度を開始する背景、狙いがわかりません。</p>	<p>今後も、当事者の支援につながる取組や、市民の方々などに対して、多様な性についての理解が広がる取組を実施し、人権意識の向上に努めてまいります。</p>	無
8	<p>性的少数者、性的指向、性自認の方に関してのみ、この制度が必要になるほどの困難や問題があった事例が、朝霞市でこれまでどの程度あったのでしょうか？日本では憲法上でも平等が保証されており、他国に比べても寛容な社会と考えています。性的少数者、性的指向、性自認の方に限定するとすれば、何かしらの問題があったのだと思いますので、そのあたりを理解したいです。</p>	<p>性的少数者の方は、周囲の理解不足による差別や偏見から学校、就労、医療、福祉など様々な場面で困難を抱えていると言われております。法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、性的指向や性自認により、生きづらさを感じている方々の抱える悩みや、困難の解消につながるための取組として、一人ひとりが互いの人権を尊重し、だれもが自分らしく生きられるよう、市として応援していくため、本制度を創設するものです。</p>	無
9	<p>法律上の権利、義務が発生しないにも関わらず、本制度によって自分らしく生きられると考えた背景はなんですか？</p>		無
10	<p>パートナーシップ、ファミリーシップという表現を押し出しながら、「家族として」と文言をこの部分にだけ入れているのは、どのような意図でしょうか？家族自体が法的に定義が曖昧のため、家族という表現で何を想定したのかが知りたいです。</p>	<p>パートナー関係にあるお二人、生計を同じくする子どもや親等も含めて、対象者の関係性を「家族」として、日常生活において継続的に協力し合う関係を想定しております。</p>	無

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案) パブリック・コメント(意見概要)

	意見の内容 (概要)	市の考え・対応	修正の有無
11	<p>パートナーシップ制度は、法的な拘束力はないため婚姻関係とは比べ物になりませんが、たとえば、数年前に当時住んでいた自治体のパートナーシップの証明書を提出することで、生命保険の受取人にパートナーシップ制度を活用して下さる企業が少しずつ増えているようです。最近、パートナーが病院に運ばれた時に手術の同意を私ができるかどうか、最期の付き添いができるかどうか等、不安に思っています。パートナーシップ制度が創設された際には、病院へのパートナーシップ制度の周知啓発もお願いできれば幸いです。</p>	<p>本制度は、市民や関係機関、事業者の理解と協力のもと、実施していく必要があると考えており、病院等も含めて、周知啓発に努めてまいります。</p>	無
12	<p>二人が市内に住所を有している方が対象とありますが、一方のみが朝霞市在住の場合はなぜ対象にならないのでしょうか。別々の自治体に住んでいる方でパートナーシップを申請したいと思っている方についてはどのように考えられているのかが気になります。例えばそれぞれの自治体にてパートナーシップを申請可能だとして、何か問題が発生するのでしょうか。やむを得ない事情で住所を一緒にせず、パートナーどうしが別々の自治体に住んでいる場合は容易に考えられると思います。これは結婚の場合も同様です。本要件については再検討、もしくは検討の経緯を開示して頂けると有難いと思っています。</p>	<p>対象要件については、届出を行う際、他の方とパートナー関係にないことが前提にあります。一方が朝霞市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合の確認をすることが難しいものと考えます。本制度を実効性の高いものにするためにも、市内在住(転入予定者含む)を要件として求めています。 なお、本制度については、現在、近隣市との連携を検討しており、ご指摘の点について、今後、近隣市と協議してまいりたいと考えております。</p>	無
13	<p>居住している方に対して交付するのは理解できますが、朝霞市に居住していない人に対して3か月以内の居住を条件に届け出を認めないという理由はなんですか？私見としては、市内居住者のみの交付が良いと思います。</p>	<p>本市に転入を予定されている方は、朝霞市民の方と同様にすべきと考えております。賃貸借契約書の写しや転出証明書など、本市への転入予定が確認できる書類を必要書類としますが、住民登録をされるまでには、一定程度の期間が必要と考えられることなどから、3か月以内を要件としています。</p>	無
14	<p>通称の併記を認めるとすると、対象に外国籍の方または帰化した方と想定していると思いますが、パスポート、在留資格などの確認が含まれないのはなぜですか？</p>	<p>通称の併記については、性別違和等(自己の身体の性別に違和感を持つこと等)の理由により、通称名を希望される方や、外国籍の方を想定しておりますが、いずれも、日常生活において通称を使用していることが確認できる社員証や、パスポート、在留カードなどを提示していただきます。</p>	無

朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案) パブリック・コメント(意見概要)

	意見の内容 (概要)	市の考え・対応	修正の有無
15	性的指向、性自認などの変更については、どのように確認、対応する予定でしょうか？	パートナーシップの解消や、本制度の要件を満たさなくなったときなどについては、ご本人からの申出に基づき、届出受領証明書等を返還していただく手続きを行っていただきます。	無
16	虚偽に関しては、どのように市は確認するのでしょうか？住民票でわかる虚偽であれば確認可能と考えますが、それ以外はどのように対処するのでしょうか？	虚偽に関しては、届出時の本人確認や、要件確認をしっかりと行うため、届出時において、お二人そろっての来庁を必要とします。なお、虚偽であることが判明した場合、個人情報を伏せた上で、交付した届出番号を公表する場合があります。	無
17	法律上の権利、義務が発生しないにも関わらず、「当事者の住所移動に伴う制度に係る手続きの負担軽減」を検討しなくてはならないほどの負担の存在とは、どのような状況を想定しているのでしょうか？	住所移動に伴う制度に係る手続きの負担については、証明書の返還手続きや再度の届出などの手続きのみならず、精神的な負担が伴うことも想定しています。	無